

令和3年(2021年)10月25日
都市整備部 都市計画課

立地適正化計画の策定状況について

1 立地適正化計画の検討内容（国交省の手引きに基づいた検討項目）

(1)現状と課題、まちの成り立ち …令和2(2020)年度検討済

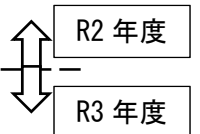
まち拡大の現状把握（人口は2020国勢調査結果を踏まえた最新データに修正予定）

(2)まちづくりの方針(ターゲット) …令和2(2020)年度検討済

若者・子育て世代がまちなかで紡ぐ活力を多世代、市全域に織りなすまちづくり
～柏崎らしい暮らし方・働き方(柏崎スタイル)をはぐくむ～

(3)課題解決のための誘導方針(ストーリー) …令和2(2020)年度検討済

- ①若者・子育て世代を始め多世代が集える魅力あるまちなか形成（都市機能誘導区域）
～資源を「磨く」まちづくり～
- ②安全・安心のもとで、住みたい・住み続けたいまちをかなえる環境整備（居住誘導区域）
～豊かな暮らしを将来に「つなぐ」まちづくり～
- ③まちぐるみで、エネルギーや新技術の積極的な活用推進
～地域の力を「育てる」まちづくり～



(4)都市機能誘導区域、都市機能誘導施設

○定義（資料 P1）

都市機能（施設）：医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業などの都市における市民の生活を支える機能（施設）

都市機能誘導区域：医療・福祉・商業等の都市機能を誘導し、集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域

都市機能誘導施設：都市機能誘導区域に誘導する都市施設

○検討結果（資料 P2）

- ・都市機能誘導区域は、公共施設・民間施設の分布、人口分布等を踏まえた結果、「柏崎駅を中心としたエリア」に設定する。
- ・都市機能誘導施設は、「広域的な拠点施設」と、中央地区の中心でもあることから「日常生活利便施設」を設定。
- ・設定した都市機能誘導施設は、既にこの区域内にあるため、維持することを前提とする。
- ・区域外にある総合福祉センターを都市機能誘導施設として設定する。

(5)居住誘導区域（以後は今後審議会で検討する項目）

○定義（資料 P3）

居住誘導区域：一定の人口密度を維持し、生活サービスと地域コミュニティが持続的に確保できる区域

○検討結果（資料 P4）

- ・居住誘導区域は、人口が集積し、利便性の高い地域(公共・民間施設の分布)とする。ただし、災害リスクの高い場所は含まない。
- ・鶴川、国道 8 号、鯖石川に囲まれたエリアを基本とし、道路・河川等の地形地物によりわかりやすい区域設定にする。
- ・都市計画区域内（立地適正化計画の範囲）で居住誘導区域外となる地域は、「居住環境保全区域」として位置づけ、現在の居住環境を維持する区域とする。

(6)防災指針

○定義（資料 P5）

防災指針：都市機能や居住を誘導する上での防災に関するまちづくりの方針。具体的には、災害リスクを分析して居住誘導区域を決める方法と居住誘導区域に災害リスクがある場合の対策を示すもの。

※令和 2（2020）年度以降に策定する立地適正化計画には作成が必須。

○手順、方針（国の手引きによる）

- ・都市特有の災害リスクを抽出（洪水、土砂災害など）。
- ・災害レッドゾーン及び洪水浸水想定深 3 m 以上の区域等は、制度上、居住誘導区域に含めることができない。
- ・災害イエローゾーン及び洪水浸水想定深 3 m 未満の区域も、原則居住誘導区域に含めないが、利便性等が高い地域は、防災指針で対策を講ずることで居住誘導区域にすることができる。

○結果

- ・災害イエローゾーン（浸水想定区域）である柏崎駅周辺と藤元町は、人口動向や都市機能の配置状況から利便性の高い地域であるため、居住誘導区域に設定する。
- ・防災指針の具体的対策として、以下の取組事項を記載する予定。

鶴川と鯖石川の流域治水プロジェクトでの取組

ハザードマップの周知、防災ラジオの全戸配布、防災行政無線の運用

原子力災害に備えた広域避難ルートの検証

(7)目標値・主な誘導施策…検討中

上記(3)の①～③に対応する目標値と誘導施策を 11 月上旬までに設定する予定。

2 今後の予定

- ・11月中旬 都市計画審議会（素案確認）
- ・12月中旬 産業建設常任委員協議会（素案報告）
- ・12月15日 市民説明会・パブリックコメント(12/15～1/14)
- ・2月下旬 都市計画審議会（市民意見の反映）
- ・3月中旬 産業建設常任委員協議会（確定報告）
- ・3月下旬 計画公表